

環境教育等推進専門家会議設置要綱

平成23年10月18日
関係省庁申合わせ
令和5年5月16日
一部改正

1. 目的

第177回国会において改正された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成15年法律第130号）第24条の2第2項の規定に基づき、環境教育等推進会議に環境教育等推進専門家会議（以下「専門家会議」という。）を置く。専門家会議は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に係る事項について、環境教育等推進会議に進言する。

2. 委員

委員は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し専門的知識を有する者のうちから、環境省総合環境政策統括官及び文部科学省総合教育政策局長が委嘱する。

3. 座長

- (1) 専門家会議に、座長を置き、委員の互選により選任する。
- (2) 座長は、会務を総理する。

4. 会議の公開

- (1) 専門家会議の議事は原則公開とする。
- (2) 専門家会議は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

5. 事務局

専門家会議の事務局は環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室が務める。

6. 雑則

- (1) 前各項に定めるもののほか、専門家会議の運営に関し必要な事項は、座長が専門家会議に諮って定める。
- (2) 検討事項と関係のある者を座長の了解を得た上で参考人として出席させることができる。